

国民健康保険に加入の皆さんへ

国民健康保険被保険者証 (保険証)を更新します

現在使用している保険証の有効期限は、11月30日(月)です。

新しい保険証(黄緑色)は、11月下旬に特定記録郵便で世帯主宛てに送付します。手元に届きましたら、保険証に記載している住所・氏名・生年月日などを確認するとともに、国保に加入している世帯員全員分の保険証があるか確認し、大切に保管してください。今回から、保険証の氏名に振り仮名を表示しています。

なお、国保税を滞納している方は、窓口で交付します。

新保険証は12月1日から 使用してください

12月1日(火)以降、病院などの医療機関で診察を受ける場合は、新しい保険証を提示してください。



有効期限

新しい保険証の有効期限は、平成28年11月30日ですが、次の方は有効期限が異なります。



事例	有効期限
1 退職被保険者および退職被扶養者で平成28年11月30日までに65歳になる方※1	65歳の誕生月の月末(1日生まれの場合は前月末)
2 平成28年11月30日までに75歳になる方※2	満75歳の誕生日の前日
3 平成28年11月30日までに在留期間の満了日を迎える外国籍の方	在留期間の満了日

※1 退職被保険者が65歳到達により月末で有効期限が切れる場合には、退職被扶養者の方は、65歳未満であっても、有効期限は退職被保険者と同じになります。

※2 誕生日以降は「後期高齢者医療制度」に基づく新しい被保険者証を利用してください。

届け出が必要です

左表の場合、14日以内に届け出が必要です。

◆注意◆

○国保に加入する場合
加入届が遅れると、国保税をさかのぼって納めていただくほか、その間の医療費が全額自己負担になります。

○国保をやめる場合
職場の健康保険等に加入の

《届け出が必要な場合》

国保に加入する場合	必要なもの
豊岡市に転入してきたとき	・他の市区町村の転出証明書 ・印かん
職場の健康保険をやめたとき、扶養家族でなくなったとき	・職場の健康保険資格喪失証明書 ・印かん
生活保護を受けなくなったとき	・保護廃止決定通知書 ・印かん
子どもが生まれたとき	・印かん
外国籍の人が加入するとき	・在留カード

国保をやめる場合	必要なもの
ほかの市区町村に転出するとき	・保険証(国保加入者全員分) ・印かん
職場の健康保険に加入したとき、被扶養者になったとき	・国保の保険証と職場の健康保険証または加入を証明するもの(職場の健康保険加入者全員分) ・印かん
生活保護を受け始めたとき	・保護開始決定通知書 ・保険証(国保加入者全員分) ・印かん
外国籍の人がやめるとき	・保険証 ・在留カード
出国するとき	・保険証 ・印かん ・出国日が分かるもの(航空券など) ※1年以上海外に居住する際は、転出届を済ませておいてください。転出届を出さなくても1年以上海外に居住する場合には、その間の国保の資格を喪失する場合があります。

保険証の差替えが必要となる場合	必要なもの
豊岡市内で住所が変わったとき	・保険証 ・印かん
世帯主や氏名が変わったとき	
世帯が分かれたり、一緒になったとき	・保険証 ・印かん ・在学証明書または学生証
修学のため、別に住所を定めるとき	
保険証をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)	・印かん

【共通】いずれの届け出にも、本人確認書類(運転免許証、住基カードなど)を持参してください。

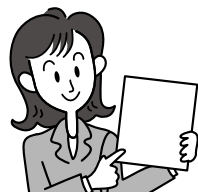
臓器提供の意思表示

保険証の裏面に、臓器提供の意思表示欄を設けています。必要事項を記入することで意思表示ができます。

なお、記入の有無で、受けられる医療の内容に違いが生じることはありません。

《問合せ》市民課

☎21-9061または各振興局市民福祉課



職場の健康保険等に加入の場合、国保資格喪失の届け出が必要ですが、届出が遅れると、健康保険料の二重払いになります。また、資格喪失後に「国民健康保険証」で受診すると、本来職場の健康保険等が負担すべき医療費(7~9割)を国保に返還することになります。

豊岡市職員 人事・給与

人事行政の公正性と透明性を高めるため、市の職員数や給与の状況(記載のない基準日は、平成27年4月1日)を公表します。詳細は市ホームページをご覧ください。 《問合せ》職員課 ☎23-1326

1 職員の任免および職員数

◆採用者数と退職者数

区分	平成26年度		平成27年度
	4月1日	途中	4月1日
採用者	21人	1人	34人
退職者	37人		—

◆部門別職員数 (各年4月1日現在)

部門	平成26年度	平成27年度
一般行政	514人	516人
特別行政	277人	274人
公営企業等会計	90人	89人
合計	881人	879人

※市長、副市長、教育長、退職派遣職員は除く

2 職員の給与等

◆給与費(普通会計決算) (平成26年度)

職員数(A)		791人
給与費	給料	2,997,611千円
	職員手当	629,533千円
	期末・勤勉手当	1,109,222千円
	計(B)	4,736,366千円
1人当たり給与費 B/A		5,988千円

※給料には、市長などの給料、議員、各種委員会委員に支給される報酬等を含みません。

※職員手当には、退職手当を含みません。

※職員数は、平成26年4月1日現在の人数です。

◆平均給料月額・平均年齢

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職※	328,300円	44.6歳

※行政職員(事務・技術)をいいます。

◆ラスパイレス指数※

94.7(平成26年4月1日現在・一般行政職)

※国家公務員の給与水準を100としたときの本市職員の給与水準を示す指数です。

◆一般行政職の初任給(月額)

大卒：180,800円 高卒：146,500円

◆主な職員手当の状況

区分	主な内容
扶養手当	配偶者 月額13,000円、扶養親族 月額6,500円 ※満16歳～満22歳の子1人につき5,000円加算 ※職員に配偶者がいない場合は、その内1人は月額11,000円
住居手当	自ら居住する住宅の家賃を支払う者 月額27,000円まで
通勤手当	通勤距離2km以上の者 ①交通機関の利用者 月額55,000円まで ②交通用具の利用者 月額2,000円～32,000円

3 職員の勤務時間その他勤務条件

◆基本的な勤務時間 毎週月～金曜日午前8時30分～午後5時15分(休憩時間：正午～午後1時)

◆休暇 年次有給休暇、病気休暇、介護休暇、組合休暇、特別休暇(結婚休暇、妊娠中のつわり休暇、妊娠中または出産後の通院休暇、分べん休暇、配偶者出産休暇、男性職員の育児参加休暇、忌引休暇、夏季休暇 その他)

4 職員の分限および懲戒処分

◆分限処分 (平成26年度)

種類	降任	免職	休職	降給
処分件数	1件	0件	5件	0件

※公務能率の維持などを目的とした不利益処分

◆懲戒処分 (平成26年度)

種類	戒告	減給	停職	免職
処分件数	1件	1件	0件	0件

※非違行為に対する職場の秩序を維持・回復などを目的とした不利益処分

5 職員の研修および勤務成績の評定

◆研修 受講者数延べ901人(平成26年度)

◆勤務成績の評定 適切な人事管理と職員の人材育成を目的に勤務評定を実施。勤務評定者を対象に研修を実施しています。

6 職員の福利厚生 (平成26年度)

区分	内容
健康管理	定期健康診断、成人病検診などの健康診断・検査。破傷風、B型肝炎の予防接種。メンタルヘルス研修・カウンセリング
共済制度	兵庫県市町村職員共済組合または公立学校共済組合による実施
互助会制度	兵庫県市町職員互助会または兵庫県学校厚生会による実施

7 職員の競争試験および選考 (平成26年度)

職種	受験者数	採用者数
一般事務職Ⅰ	89人	11人
一般事務職Ⅱ	51人	10人
文化財専門員	3人	1人
土木技術職	9人	4人
保健師	4人	2人
保育士・幼稚園教諭	25人	1人
消防職	44人	※4人
任期付職員	—	2人

※辞退者1人含む

8 公平委員会の報告事項 (平成26年度)

勤務条件に関する措置要求、不利益処分に関する不服申立て共になし。